証券コード2329 2024年6月11日 (電子提供措置の開始日 2024年6月5日)

株主各位

東京都港区赤坂四丁目8番10号

株式会社東北新社代表取締役社長小坂恵一

# 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災されました皆様に、心からお見舞い申しあげますとともに一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第62回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.tfc.co.jp/ir/news/



また、上記のほか東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にも掲載しておりますので、同ウェブサイトにアクセスしていただき、銘柄名(東北新社)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



なお、当日のご出席に代えまして、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使に関するご案内」に従い、2024年6月26日(水曜日)午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

時 2024年6月27日(木曜日)午前10時 1. В

所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号 2.

> 曙の間 (末尾記載の地図をご参照ください) 明治記念館 1階

3. 目的事項 報告事項

第62期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報 告の件

2. 第62期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告 の件

決議事項

剰余金処分の件

第1号議案第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)12名選任の件

第4号 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち 切り支給の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件

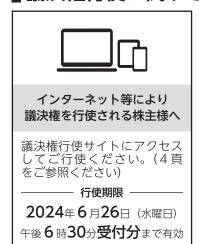
#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1)インターネット等による方法と議決権行使書面と重複して議決権を行使された場合は、イ ンターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等に よる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたし ます。
- (2)書面(郵送)での議決権行使において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の 表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# 株主総会に関するご留意事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い 申しあげます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記 載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書 面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査 しております。
  - 1. 連結計算書類の「連結注記表」
  - 2. 計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただ きます。

# ■議決権行使に関するご案内





# 書面により 議決権を行使される株主様へ

同封の議決権行使書用紙に賛 否をご表示のうえ、ご投函く ださい。

**---- 行使期限 -**

2024年6月26日 (水曜日)

午後 6 時30分到着分まで有効



#### 当日ご出席される株主様へ

同封の議決権行使書用紙を会 場受付へご提出ください。

一 開催日時 -

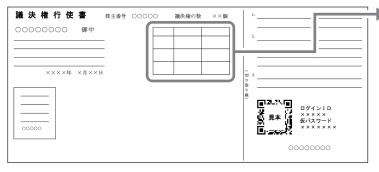
2024年6月27日 (木曜日)

午前10時

# ■議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家様におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

# ▋議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



▶こちらに議案に対する賛否を ご記入ください。

- ●替成の場合
  - **→「賛」**の欄に○印
- ●反対する場合
  - **→「否」**の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

# ■インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認のうえ、パソコン、ス マートフォン又はタブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従いご 行使くださいますようお願い申しあげます。

#### 同封された「議決権行使書用紙」の QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取って ください。

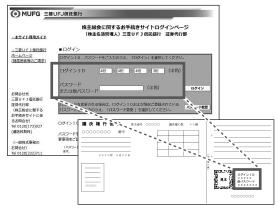


# ✓パソコンの起動・URLの入力が不要 ✓ログインID・パスワードの入力が不要

- ※スマートフォン又はタブレットの機種によりQRコードでのログイ ンができない場合があります。
- ※ご利用のQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合もあり
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### ログインID・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス https://evote.tr.mufg.jp/
- 2 ログイン



議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及 び「仮パスワード」をご入力のうえ、「ログイン」 をクリックしてください。

### 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027(受付時間 午前9時~午後9時 通話料無料)

#### ご注意事項

- ●インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分まではその取り扱いを休止します。
- ●株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ●インターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もございます。
- ●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

# 株主総会参考書類

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

# 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当社の中期経営計画に基づき、内部留保を「構造改革」「M&A」「株主還元」に、バランスよく有効に活用していくこととしております。健全な収益を継続的に生み出すことのできる事業形態に向けた大胆な変革を行っていく過程で、特別損失等により株主の皆様にご心配をおかけする可能性もあることから、「構造改革」「M&A」と同等のバランスで株主の皆様に対する「株主還元」を実行するため、従来の水準を上回る普通配当といたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金78円 なお、この場合の配当総額は3,505,975,590円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月28日といたしたいと存じます。

# 第2号議案 定款一部変更の件

# 1. 変更の理由

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に利益を還元していくことを経営課題の一つとして位置付けております。今後、より早く安定的に株主還元を行っていくために、四半期ごとの配当が可能となるよう、第31条(剰余金の配当等の決定機関)及び第32条(剰余金の配当の基準日)を新設し、取締役会の決議によって剰余金の配当ができるよう変更を行うものであります。

併せて上記新設条項の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)、第32条 (期末配当金)及び第33条(中間配当金)を削除するものであります。

また、その他、条文の削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

	(下がな交叉間がてのうよう)
現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得) 第7条 当会社は取締役会の決議により自己の株式 を取得することができる。	(削 除)
第 <u>8</u> 条 ~ (条文省略) 第 <u>31</u> 条	第 <u>7</u> 条 ~ (現行どおり) 第 <u>30</u> 条
(期末配当金) 第32条 当会社は、株主総会決議によって毎事業 年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に金銭による剰 余金の配当(以下「期末配当金」という)を する。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) 第33条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。	(削 除)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、法令 に別段の定めのある場合を除き、取締役会の 決議により定めることができる。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第32条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日 とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配 当をすることができる。
( <u>期末</u> 配当金 <u>等</u> の除斥期間) 第 <u>34</u> 条 <u>期末</u> 配当金及び中間配当金が、支払開始 の日から満3年を経過しても受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の <u>期末</u> 配当金 <u>及び中間配当金</u> には利 息をつけない。	(配当金の除斥期間) 第 <u>33</u> 条 配当金が、支払開始の日から満3年を経 過しても受領されないときは、当会社はその 支払の義務を免れる。 2 未払の配当金には利息をつけない。

# 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 12名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営監督機能及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため2名増員 し、社外取締役を含む取締役(監査等委員である取締役を除く)12名の選任をお願いいたした いと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者は次のとおりであります。

-IX/PP 12	(				
候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数		
1	【再任】 小 坂 恵 一 (1955年1月28日生)	1977年 4 月 当社入社 2001年11月 当社取締役 2004年 6 月 当社取締役 2006年 6 月 当社取締役 2010年 6 月 当社常務取締役 2011年 6 月 当社上席常務執行役員 2015年 6 月 当社取締役上席常務執行役員 2016年 6 月 当社取締役上席常務執行役員 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 2021年 6 月 当社取締役専務執行役員 2022年 6 月 当社代表取締役社長(現任)	14,500株		
2	【再任】	2001年10月 当社入社 2004年6月 当社執行役員 2004年7月 当社衛星放送事業本部長 2006年8月 当社事業戦略部長 2009年6月 当社上席執行役員 2012年6月 当社常務執行役員 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2022年6月 当社取締役(現任)	25,100株		
3	【再任】	1983年 4 月 株式会社電通入社 2007年 7 月 オグルヴィ・アンド・メイザー・ジャパン株式会社 (現 VML & Ogilvy Japan 合同会社) 取締役マネージング・ディレクター 2010年 7 月 株式会社テー・オー・ダブリュー入社 執行役員社長室長 同社取締役 兼 執行役員社長室長 同社常務取締役 兼 執行役員社長室長 同社代表取締役社長 兼 COO 2013年 9 月 同社代表取締役社長 兼 CEO 2022年 1 月 当社取締役 (現任)	2,600株		

候補者 号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
4	【再任】 蒙 芪 笨 造 (1961年10月27日生)	2000年4月 2001年6月 2005年6月 2014年6月 2017年6月 2019年6月	株式会社博報堂入社 株式会社デジタルガレージ入社 同社取締役 株式会社カカクコム取締役 株式会社カカクコム・インシュアランス 代表取締役社長 フォートラベル株式会社監査役 株式会社カカクコム顧問 当社取締役(現任)	_
5	【再任】 三 営 清 隆 (1959年4月29日生)	2000年5月 2000年8月 2001年11月 2003年6月 2004年6月 2006年6月 2010年6月 2019年6月 2021年2月 2023年6月	当社入社 当社取締役 当社取締役 当社取締役 兼 執行役員上席常務 当社取締役 兼 上席常務執行役員 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社特別顧問 当社取締役(現任)	51,020株
6	【再任】 中 野 智 司 (1960年3月10日生)	2000年1月 2009年10月 2016年7月 2017年3月 2020年3月 2023年3月 2023年6月	株式会社電通入社 同社経理局企画調査部長 同社経理局次長 兼 税務企画部長 株式会社電通マネジメントサービス 取締役 兼 経理業務3部長 同社代表取締役社長 株式会社ジエブ取締役 当社顧問 当社取締役(現任)	_
7	【再任】 位 管 吏 (1961年4月18日生)	1985年4月 2003年3月 2019年10月 2020年5月 2021年3月 2022年6月 2022年6月 2022年6月 2022年11月	ソニー株式会社入社 株式会社スター・チャンネル出向 取締役 兼 CFO 当社入社 デジタルメディア事業部 メディア事業統括部 続括部長代理 当社メディア事業部 事業統括部長 兼 事業企画部長 株式会社囲碁将棋チャンネル 取締役(現任) 当社メディア事業部長 当社執行役員 株式会社スター・チャンネル 代表取締役社長(現任) 当社メディア事業部長 兼 テクノロジ ーサービス統括部長 当社取締役(現任)	900株

# 株主総会参考書類

候補者号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
8	【再任】	1989年4月 1994年6月 2005年6月 2007年6月 2013年6月 2016年6月 2019年6月 2022年6月	株式会社フジテレビジョン入社 同社営業局スポット営業部 同社経営管理局経営管理部 同社秘書室 同社事業局事業業務部 同社経営管理局経営管理部 同社経営企画局経営企画部長 当社取締役(現任)	500株
9	【再任】 岩 倉 藍 和 (1962年12月2日生)	1987年4月 2006年4月 2007年4月 2010年6月 2011年6月 2013年4月 2017年1月	(現 法学研究科)教授(現任) ハーバード・ロースクール客員教授 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 社外取締役 株式会社帝国ホテル社外監査役 ハーバード・ロースクール客員教授 (再任) TMI総合法律事務所パートナー弁護士 (現任)	_
10	【再任】 全 対 は じ め (1973年2月19日生)	1999年10月 2003年4月 2004年10月 2009年6月 2020年10月 2021年6月 2021年9月 2022年6月 2023年3月 2023年6月	センチュリー監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 公認会計士登録 株式会社カカクコム入社 同社取締役 コーポレートデザイン合同会社 代表社員(現任) ガバナンスクラウド株式会社 代表取締役(現任) 株式会社これから監査役(現任) 樂天國際商業銀行股份有限公司 獨立董事(現任) 株式会社X Capital監査役(現任)	_

候番	補	者号	氏 名 (生年月日)		略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)		
				1976年6月1979年3月	東宝東和株式会社入社 MOVIE/TV MARKETING株式会社 入社		
			【新任】	1988年7月	ワーナーブラザーズ映画株式会社入社 日本代表		
	11		ヴィリアム アイアトン William Ireton	2006年 6 月	ワーナーエンターテイメントジャパン 株式会社代表取締役社長	_	
			(1955年12月6日生)	2014年12月 2015年4月	同社相談役 アイアトン・エンタテインメント株式会社		
				2015年 6 月	代表取締役(現任) 三精テクノロジーズ株式会社 社外取締役(現任)		
				1988年4月	株式会社リクルート入社 ジャパンタイムズ株式会社入社		
			【新任】		ユニデン株式会社入社		
	12		ロケット 和 佐 子	2000年2月2001年10月		_	
			(1966年1月19日生)	2006年5月 2019年6月 2023年12月	同監査法人パートナー 同監査法人マネージングディレクター		

- (注) 1. 略歴欄に記載の2001年3月以前の「当社」は、額面変更のための合併により消滅した、実質上の存続 会社である株式会社東北新社を示しております。
  - 2. 現に当社の取締役である取締役候補者の場合、地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「3. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
  - 3. 当社は、岩倉正和氏が所属する法律事務所との間で顧問契約を締結しております。
  - 4. 当社は、上村はじめ氏が代表取締役を現任している株式会社との間でサービス利用等の取引をしております。また、同氏が代表社員を現任している合同会社との間で業務委託等の取引をしております。 なお、当連結事業年度における上記取引額は、合計5百万円であります。
  - 5. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 6. 鈴木咲江子氏、岩倉正和氏、上村はじめ氏、William Ireton氏及びロケット和佳子氏は、社外取締役候補者であります。
  - 7. 鈴木咲江子氏は、出身分野である放送メディア業界において営業及び経営企画に関する幅広い業務経験と実績を有していることから、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏には、客観的かつ中立的な視点から当社経営計画への助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
  - 8. 岩倉正和氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、M&Aや知的財産、租税など数々の著名な事案に携わり、取扱分野も情報・通信・メディア・ITをはじめ多岐にわたり企業法務に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、他の著名上場企業で社外役員を多く務められてきており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏には、総合映像プロダクションである当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化及び監督・監視におけ

- る適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
- 9. 上村はじめ氏は、公認会計士資格を有し、これまで複数の企業で経営企画や財務体質の強化、IR、M&A等に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏には、独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
- 10. William Ireton氏は、エンターテインメント事業を展開する企業において、日本における映画製作、配給、ホーム・エンターテインメントなど幅広い事業を統率され、その経歴を通じて培われたグローバルで豊富な経験と業界への高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏には、総合映像プロダクションである当社グループの経営計画への助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
- 11. ロケット和佳子氏は、大手監査法人において長年にわたり大企業へのグループ会社リスクマネジメント態勢、コンプライアンスを含む内部統制等やそれらの実装及び開示の高度化支援、リスクアプローチからの事業ポートフォリオ戦略立案(ESG戦略及び企業価値向上を含む)支援等のアドバイザリー業務を担当され、その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い知見を有していることから、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏には、客観的かつ中立的な立場から当社のリスクマネジメントに関する助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
- 12. 鈴木咲江子氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年、並びに岩倉正和氏及び上村はじめ氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 13. 鈴木咲江子氏及び上村はじめ氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
- 14. ロケット和佳子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 15. 当社は、鈴木咲江子氏、岩倉正和氏及び上村はじめ氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を法令の限度内で締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 16. William Ireton氏及びロケット和佳子氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で会社法第 427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を法令の限 度内で締結する予定であります。
- 17. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、38頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

# 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査等委員である取締役を1名減員の3名体制とし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

- 田田刁	女貝しのる以神汉医師	者は次のとおりであります。	
候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	【新任】 禁輪俊之 (1966年2月19日生)	2002年1月当社入社2005年5月当社内部監査室長2012年4月税理士法人共同会計社入所2013年6月当社入社 ナショナル物産株式会社出向総務・人事部長 兼 経理部長2019年8月ナショナル物産株式会社常務執行役員2022年6月同社専務執行役員2023年6月同社取締役専務執行役員(現任)2023年9月ナショナル麻布株式会社取締役(現任)	1,100株
2	【再任】 小 野 蘆 路 (1947年8月4日生)	1971年 4 月 日本放送協会入局 1996年 6 月 同協会番組制作局科学番組部長 2003年 6 月 同協会衛星ハイビジョン局担当局長 2005年 4 月 同協会理事 2008年 4 月 株式会社NHKプラネット 代表取締役社長 2008年 6 月 株式会社NHKエンタープライズ 代表取締役社長 2011年 2 月 日本放送協会副会長 2015年 6 月 当社取締役 2016年 6 月 当社取締役	_
3	【新任】 養 遊 證 竟 (1956年1月24日生)	1978年10月 武蔵監査法人(現 EY新日本有限責任 監査法人)入所 1981年8月 ソニー株式会社(現 ソニーグループ 株式会社)入社 2004年6月 同社経理部統括部長 2007年7月 同社ヴァイスプレジデント経理部門長 2010年6月 同社業務執行役員 シニアヴァイスプレジデント経理部門長 2016年3月 ナブテスコ株式会社社外監査役 2016年3月 SOLIZE株式会社社外監査役 2016年6月 大王製紙株式会社社外監査役(現任) 2020年12月 SOLIZE株式会社社外取締役(現任)	_

#### 株主総会参考書類

- (注) 1. 現に当社の取締役である取締役候補者の場合、地位、担当及び重要な兼職の状況は、上記のほか事業報告中の「3. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
  - 2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 小野直路氏及び長坂武見氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 4. 小野直路氏は、長年にわたり放送メディア業界に携わっており、豊富な知識と経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、主に出身分野である放送メディア業界を通じて培った知識及び見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
  - 5. 長坂武見氏は、多角的な事業展開を行うグローバル企業における経理財務部門の長い業務経験及び公認会計士としての豊富な経験と専門的知見を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、会計専門家としての立場から企業会計に関する幅広い知識と知見に基づき、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取組みに関する監督、助言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
  - 6. 小野直路氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって9年、うち監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は8年となります。
  - 7. 小野直路氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
  - 8. 長坂武見氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
  - 9. 当社は、小野直路氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
  - 10. 箕輪俊之氏及び長坂武見氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を法令の限度内で締結する予定であります。
  - 11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、38頁に記載のとおりであります。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会のスキル・マトリックス

【こ参考】取締役	スガリノ	・ナル・	マトリ	ツフス							
役職・氏名	経営 トップ マネジメント	企業戦略	事業戦略 マーケティング	ファイナンス	人材開発 HR	デジタル ICT	グローバル 国際ビジネス	法務 コンプライアンス	事業経験 広 告	事業経験メディア	企業文化の 継承発展
取締役【再任】 小坂 恵一	0	0			0		0	0		0	0
取締役【再任】 沖山 貴良			0			0			0	0	0
取締役【再任】	0	0	0						0		
取締役【再任】 家氏 太造	0	0	0			0		0	0		
取締役【再任】 二宮 清隆	0	0	0				0		0	0	0
取締役【再任】 中野 智司	0			0	0				0		
取締役【再任】 山口 哲史		0	0	0	0		0			0	
社外取締役【再任】 鈴木 咲江子		0								0	
社外取締役【再任】 岩倉 正和							0	0			0
社外取締役【再任】 上村 はじめ	0	0		0	0	0	0	0		0	
社外取締役【新任】 William Ireton	0	0	0				0	0		0	
社外取締役【新任】 ロケット 和佳子		0		0		0	0	0			
取締役·監査等委員【新任】 箕輪 俊之				0	0			0			
社外取締役·監査等委員【再任】 小野 直路	0				0					0	
世外取締役・監査等委員 [新任] 長坂 武見 (注) この一覧は各目	エのマル	+ ~ ~ ~	ではなって	() *+ >	- 10 幸中	166 de 1901		トッパ 町	ナキリー	74210	F-4-7-4

<sup>(</sup>注) この一覧は各氏のこれまでの経歴等を踏まえ、より専門的なスキルを有する分野を表しており、有するすべてのスキルを表するものではありません。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。また、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て取締役会の決議によって、その効力を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
加計本誠	1983年 4 月 株式会社博報堂入社 2004年 4 月 同社九州支社マーケティング部長 2012年 7 月 株式会社博報堂DYホールディングス出向	_
(1959年11月30日生)	監査役業務部   2015年 7 月 株式会社博報堂退社	

- (注) 1. 加計本誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 加計本誠氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3. 加計本誠氏は、出身分野である広告業界において長年従事し、マーケティングや監査に関する幅広い業務経験と実績を有していることから、会社経営に直接関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、主に出身分野である広告業界を通じて培った知識及び見地から、当社取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な助言・提言をいただく役割を果たしていただくことを期待しております。
  - 4. 加計本誠氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
  - 5. 加計本誠氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427 条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を法令の限度内 で締結する予定であります。
  - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、38頁に記載のとおりであります。加計本誠氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

# 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給 の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任されます谷 定典氏、関一由氏及び伊藤和明氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準 に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び 方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の	略歴は次の	とおりであ	ります。
Jと11.4X/m11X Vノ	世代 ない人 Vノ	$\subseteq AJ \cup \bigcup (\alpha)$	') A 9 o

氏	名	略    歷
tr 谷	定典	2022年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)
t t t	かず よし 一	2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
伊藤	和明	2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

当社は2024年5月17日をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを、当社取締役会において決議いたしました。

これに伴い、現在、在任中の取締役10名及び監査等委員である取締役1名に対し、それぞれの 就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準 に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役及び監査等委員である取締役を退任する時といたしたいと存じます。その具体的金額及び方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役及び監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

#### 株主総会参考書類

氏 名	略   歷
小坂恵一	2018年6月 当社取締役 2022年6月 当社代表取締役社長(現任)
神山貴良	2020年6月 当社取締役(現任)
流 <b>草</b> 康 □	2022年6月 当社取締役(現任)
家氏太造	2022年6月 当社取締役(現任)
二宮清隆	2023年6月 当社取締役(現任)
中野智司	2023年6月 当社取締役(現任)
ゆま ぐち ざと し山 口 哲 史	2023年6月 当社取締役(現任)
鈴木咲江子	2022年6月 当社社外取締役(現任)
岩倉正和	2023年6月 当社社外取締役(現任)
上村 はじめ	2023年6月 当社社外取締役(現任)
小野直路	2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

なお、本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に 係る決定方針及び社内規程に基づくものであり、相当であると判断しております。

# 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会において、年額500百万円以内(取締役兼務執行役員の執行役員としての報酬を含む)とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額80百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含む)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、役員報酬委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名(うち社外取締役3名)でありますが、第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く)は12名(うち社外取締役5名)となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内(うち社外取締役分は年20,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する)といたします。なお、当社は2024年5月31日開催の取締役会において、2024年6月30日を基準日、2024年7月1日を効力発生日として、当社普通株式について1株につき3株の割合で分割する株式分割を行うことを決議しており、これにより、当該総数は年600,000株以内(うち社外取締役分は年60,000株以内)に調整される予定であります。

その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における 当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、 取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現

#### 株主総会参考書類

物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という)を締結することを条件とします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、36頁に記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

# (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という)。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

# (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併 契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関す る事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第6号議案「退任取締役に対し退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止 に伴う打ち切り支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、効力を生じるもの といたします。

また、本議案が原案どおり承認可決された場合の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は次のとおりであります。

#### (イ) 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬等は、金銭報酬等である「基本報酬」と業績連動報酬である「賞与」と非金銭報酬等である「譲渡制限付株式報酬」によって構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- (ロ)金銭報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外)の額又はその算定方法の決定方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針等を含む) 当社の取締役の「基本報酬」は、各役位及び職責に応じて毎月固定額を支給する報酬とする。
- (ハ)業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決 定方針

業績連動報酬は、一定の業績指標に基づきその期の業績に貢献があった取締役に対し 期末賞与を支給する場合があり、その額及び業績指標の設定については役員報酬委員会 の審議により決定する。

(二) 非金銭報酬等の内容及びその額若しくは数又は算定方法の決定方針 非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株 主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けた うえで、当社普通株式を交付する。譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付する。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、原則として、株式交付日から当社取締役会が予め定める期間、又は、取締役等当社取締役会で定める地位のいずれをも正当な事由により退任又は退職する日までの期間のいずれか早い方の期間までとする。

(ホ) 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額における取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

これらの支給割合は、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し役員報酬 委員会の審議に基づき設定される。

(へ) 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、金銭報酬等及び業績連動報酬等については、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額500百万円以内とされた範囲内で毎期、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は一任決議を受け、代表取締役社長を委員長とする役員報酬委員会の審議を経て個人別の報酬等を決定する。また、非金銭報酬等については、2024年6月27日開催の第62回定時株主総会決議により年額80百万円以内(うち社外取締役8百万円以内)とされた範囲内で役員報酬委員会の審議を経て取締役会にて決議する。役員報酬委員会は取締役会にて決議された社外取締役を含む取締役で構成する。

(ト) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員報酬委員会は原則として年1回開催し、取締役会にて決議された社外取締役を含む 取締役が出席し、役員報酬テーブルを定め、個人別の報酬等の額を審議する。役員報酬 額の算定は職責に応じたものとするが、経営環境の変化に応じて役員報酬テーブルの改 訂を行う。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、2016年6月29日開催の 第54回定時株主総会決議により年額50百万円以内とされた範囲内で、監査等委員の協議 にて決定する。

以上

(2023年 4月 1日から) 2024年 3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

# (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の経営成績は、売上高52,819百万円(前期比5.5%減)、営業利益2,678百万円(前期比36.3%減)、経常利益2,214百万円(前期比54.1%減)となりました。減収に加え、一部の従業員に対する手当の見直し等による人件費の増加や保有する投資事業組合の運用損の発生等が影響し、減益となりました。一方、当社の連結子会社が営むスーパー事業の譲渡や当社保有の不動産及び非上場株式の売却等による特別利益の計上、さらに当社の連結子会社スター・チャンネルの株式譲渡契約締結に伴い株式評価損等に係る一時差異がスケジューリング可能となった結果、法人税等調整額(益)を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は4,021百万円(前期比28.3%増)となりました。

各事業の業績は次のとおりであります。

### ① 広告プロダクション

広告プロダクションの売上高は、前期に比べ4.7%増の27,382百万円となり、営業利益は前期に比べ15.5%増の2,337百万円となりました。CM制作部門の受注が好調だったことや株式会社ENJINの決算期を12月から3月に変更したことに伴う増収効果もあり、セグメント全体で増収となりました。利益に関しては、当セグメントは従業員に対する手当の見直し等による人件費増加の影響が大きかったものの、利益率の改善や販管費の削減を推進し、増益を確保しました。

# ② コンテンツプロダクション

コンテンツプロダクションの売上高は、前期に比べ9.7%減の12,325百万円となり、営業利益は前期に比べ64.2%減の564百万円となりました。映像制作部門において、グループチャンネル向け等の売上が減少したこと、また音響字幕制作部門において、前期好調だった動画配信サービス会社からの受注が減少したことに加え、全米俳優組合のストライキによる洋画、海外ドラマ、ゲーム等の製作中止や延期の影響等も加わり、減収減益となりました。

#### ③ メディア

メディアの売上高は、前期に比べ7.7%減の11,041百万円となり、営業利益は前期に比べ21.2%減の1,399百万円となりました。関連チャンネル子会社2社の決算期を12月から3月に変更したことに伴う増収効果はありましたが、前期に株式を譲渡した株式会社ザ・シネマの連結除外の影響及び契約世帯数の減少もあり、減収となりました。利益に関しては、大幅な費用削減に努めましたが、減収をカバーするには至らず、減益となりました。

#### ④ プロパティ

プロパティの売上高は、前期に比べ37.5%減の2,257百万円となり、営業損失は208百万円(前期は338百万円の営業利益)となりました。前期に比べ『牙狼<GARO>』関連案件の売上等が減少したこと、また当期は出資作品の償却費が発生したこと等により、減収減益となりました。

#### ⑤ 物販

物販の売上高は、前期に比べ34.5%減の3,360百万円となり、営業利益は前期に比べ479.4%増の170百万円となりました。売上高はスーパー事業の譲渡に伴い減収となりましたが、インテリア部門の受注好調に加え、退職給付費用の減少もあり増益となりました。

(注) 上記各事業の売上高は、事業間の内部売上高を含んだ金額を記載しております。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額637百万円であり、各事業の主要な設備投資は次のとおりであります。

① 広告プロダクション

設備投資額は123百万円であり、その主なものは株式会社二番工房の事務所移転に伴う内装等工事費用51百万円及び当社CM制作部門の撮影用機材等の取得費用33百万円であります。

② コンテンツプロダクション

設備投資額は266百万円であり、その主なものは株式会社オムニバス・ジャパンの編集 用設備等の取得費用142百万円であります。

③ メディア

設備投資額は104百万円であり、その主なものは当社メディア事業部の放送設備の更新費用52百万円であります。

なお、当社グループ保有の土地、建物等を売却したことに伴い、固定資産売却益1,903 百万円を計上しております。

- (注) 1. 設備投資の金額には、無形固定資産への投資に係る金額を含めております。
  - 2. 上記事業の設備投資額は、事業間の内部取引高を含んだ金額を記載しております。

# (3) 資金調達の状況

当社グループは、会社財務の安定性の観点から、取引銀行4行との間で合計貸付極度額 15,000百万円のコミットメント契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、"総合的なクリエイティブプロダクション"として、社会の多様なニーズに応え、質の高い映像・クリエイティブコンテンツを制作するという本質的な価値を追求することにより成長を図ることを、基本方針としております。

インターネットの進化拡大とともに、社会全体の映像コンテンツへのニーズは益々高まっておりますが、多様なデジタルプラットフォームや動画配信サービスのグローバル展開と普及拡大に伴い、従来のテレビメディアやマス広告市場は縮小しております。

こうした認識のもと、当社は、2024年2月に中期経営計画を策定・公表いたしました。 5年後の2029年3月期に向け「健全な収益性を伴った"総合クリエイティブプロダクショ '"| を目指す姿として掲げ、従来のメディアにとらわれず、クリエイティブ・エンターテ

ン"」を目指す姿として掲げ、従来のメディアにとらわれず、クリエイティブ・エンターテインメント関連のあらゆる生活シーンにビジネスフィールドを拡大することを目指してまいります。

中期経営計画では3つの重要テーマを掲げております。1つ目は「構造改革」であり、組織・人員再編による適正化及び収益性に基づいたポートフォリオにより、既存事業を「成長力強化」「収益力最大化」「適正規模化/効率化」に分類のもと、利益率の底上げを図ってまいります。2つ目は「新たな収益基盤の確保」であり、積極的な事業開発・投資(M&A等)を行ってまいります。3つ目は「財務・資本戦略の実行」であり、保有資産の有効活用と株主還元の強化を図ってまいります。

この3つのテーマに約500億円を充て、積極的に実行してまいります。

### 【各事業の課題と方針】

広告プロダクションにおいては、従来メディアのみならずSNSや動画配信をはじめとした多様なデジタルメディアへの接触増加に伴い、人々の行動様式が変容しつつある中、当社はTVCMを主軸としつつ、デジタル領域やリアル領域をも加えた統合的なプロモーションを提供することにより、広告主の課題に対するソリューション力を強化し、中長期的な成長を目指してまいります。

コンテンツプロダクションにおいては、映像コンテンツの利用形態が変化していく中、当社の質の高い映像制作技術を活かし、ドラマ・映画等の大型案件獲得など、高付加価値の領域に注力し、市場におけるシェア拡大を図ってまいります。音響字幕制作は、引き続き映像配信サービスやゲーム・アニメ市場の拡大を取り込むべく、人材補強と営業強化を進めてまいります。デジタルプロダクションにおいては、既存ジャンルの縮小と事業整理を進める一方、強みである技術力を活かし、VFXとデジタルを主軸とした唯一無二のVFXプロダクションを目指してまいります。

メディアにおいては、専門放送市場成熟化のトレンドを受け、事業の縮小や売却を進めつつ、当社の独自性の高い複数の専門チャンネルに経営資源を集中して効率化を目指してまいります。各領域において、ファンコミュニティを育成し、新たなビジネスを創出してまいります。

プロパティにおいては、投資判断の合理化や組織的な対応力強化を進めるとともに、新たな手法での原作・脚本開発に取り組んでおります。リスクをコントロールしながら、継続的に事業育成に努める方針であります。

当社グループにとって最も大切な資産は、社員一人一人です。そのアイデアや知恵、感性といった「クリエイティビティ」をベースとして、様々な分野での創造的な作品に具現化し、企業価値の向上に努めてまいります。

また、コンプライアンス及びコーポレートガバナンスの継続的な向上に努める所存でありますので、株主の皆様におかれましては、今後、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

# (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

	項目		第 59 期 2021年3月期	第 60 期 2022年3月期	第 61 期 2023年3月期	第 62 期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売	上	⋼	百万円 52,874	百万円 52,758	百万円 55,922	百万円 52 <b>,</b> 819
経	常利	益	百万円 2,700	百万円 5 <b>,</b> 507	百万円 4,820	百万円 2,214
親会社	株主に帰属する当	当期純利益	百万円 818	百万円 3,068	百万円 3,133	百万円 4,021
1株計	当たり当期	純利益	円 銭 18 20	円 銭 68 27	円 銭 69 72	円 銭 89 47
総	資	産	百万円 91,092	百万円 96,249	百万円 97,148	百万円 97,871
純	資	産	百万円 72,266	百万円 74,365	百万円 77,946	百万円 82,419
1 株	当たり純資	資産額	円 銭 1,594 65	円 銭 1,639 95	円 銭 1,718 36	円 銭 1,814 81

<sup>(</sup>注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

# ② 当社の財産及び損益の状況

	項目		第 59 期 2021年3月期	第 60 期 2022年3月期	第 61 期 2023年3月期	第 62 期 (当事業年度) 2024年3月期
売	上	高	百万円 31,450	百万円 29,700	百万円 30,356	百万円 27,923
経	常利	」 益	百万円 2,825	百万円 3,271	百万円 3,413	百万円 3,437
当	期 純	利 益	百万円 1,605	百万円 1,990	百万円 2,739	百万円 6,232
1株	当たり当期	純利益	円 銭 35 73	円 銭 44 28	円 銭 60 95	円 銭 138 65
総	資	産	百万円 73,702	百万円 75,156	百万円 75,911	百万円 76,397
純	資	産	百万円 57,734	百万円 58,114	百万円 59,954	百万円 66,003
1 株	当たり純		円 銭 1,284 46	円 銭1,292 91	円 銭 1,333 84	円 銭 1,468 42

<sup>(</sup>注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第60期の期首から適用しており、第60期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

# (6) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

- ① 広告プロダクション……CM制作、セールスプロモーション
- ② コンテンツプロダクション……デジタルプロダクション業務、映画・番組制作、日本語版制作、映像学校の運営
- ③ メ デ ィ ア……BS・CSチャンネルの運営、番組販売、編成、放送関連業務の受託
- ④ プロパティ……映像コンテンツの共同企画・製作、版権事業、劇場配給、テレビ配給
- ⑤ 物 販……映像用メディアの販売、インテリア商品の販売、酒造・酒販事業
- (注)「物販」におけるスーパー事業については、2023年9月29日付で会社分割により新設会社に承継させる とともに、当該新設会社の株式の90%を譲渡しております。

# (7) 重要な子会社及び企業結合等の状況(2024年3月31日現在)

# ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社二番工房	百万円 51	100.0	CM制作
株式会社ソーダコミュニケーションズ	91	97.0 (100.0)	CM制作
株式会社ENJIN	60	100.0	コミュニケーションデザイン業務
株式会社ダブル・ティー・エフ・シー	20	62.5	企業の広告・宣伝等のマーケティ ングに関する技術協力等
株式会社オムニバス・ジャパン	10	100.0	デジタルプロダクション業務
株式会社オフィスPAC	10	0.0 (100.0)	声優のマネジメント業務
株式会社スター・チャンネル	100	100.0	BSチャンネルの運営
株式会社ファミリー劇場	252	18.8 (51.3)	CSチャンネルの運営
株式会社囲碁将棋チャンネル	88	88.6	CSチャンネルの運営
株式会社東北新社メディアサービス	10	100.0	衛星基幹放送事業
ナショナル物産株式会社	64	100.0	映像用メディアの販売及び インテリア商品の販売等
株式会社木村酒造	50	100.0	酒造・酒販事業

(注)() 内は子会社の議決権を含めた比率であります。

# ② 重要な企業結合等の状況

上記の重要な子会社を含め当期末の連結子会社は18社、持分法適用の非連結子会社は1社、持分法適用の関連会社は9社となっております。

# (8) 主要な事業所(2024年3月31日現在)

 当 社

> 社 東京都港区赤坂四丁目8番10号 本

事業所 赤 坂:東京都港区赤坂

青 山:東京都渋谷区神宮前 銀 座:東京都中央区銀座 等 々 力:東京都世田谷区等々力

新 橋:東京都港区西新橋

② 子会社

株式会社二番工房 :東京都中央区銀座

株式会社ソーダコミュニケーションズ :東京都港区西新橋

株式会社ENIIN :東京都世田谷区太子堂

株式会社ダブル・ティー・エフ・シー :東京都港区六本木

株式会社オムニバス・ジャパン : 東京都港区赤坂

株式会社オフィスPAC :東京都港区赤坂

株式会社スター・チャンネル : 東京都港区赤坂

株式会社ファミリー劇場 株式会社囲碁将棋チャンネル :東京都港区赤坂

:東京都千代田区五番町

株式会社東北新社メディアサービス :東京都港区赤坂

ナショナル物産株式会社 :東京都港区東麻布

株式会社木村酒造 :秋田県湯沢市田町

# (9) 従業員の状況(2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
広告プロダクション	名 (17)	名
コンテンツプロダクション	576 ( 17) 532 ( 25)	△10
メディア	147 (15)	△26
プロパティ	, ,	$\triangle 20$
	47 ( 4)	_
物販	43 (57)	△86
全社 (共通)	129 ( 5)	12
合 計	1,474 (123)	△108

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの受入出向者を含む)でありますが、1年以内の雇用契約を結んだ社員(定期社員)211名を内数で記載しております。臨時雇用者数(アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。
  - 2. 「物販」の従業員数の減少は、スーパー事業を2023年9月29日付で会社分割により新設会社に承継させ、当該新設会社の株式を譲渡したことによるものであります。
  - 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない部門に所属しているものであります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
名	名	歳	年	
852 ( 55)	△12	41.2	13.7	

(注)従業員数は就業人員(出向者を除き、受入出向者を含む)でありますが、1年以内の雇用契約を結んだ社員(定期社員)124名を内数で記載しております。臨時雇用者数(アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均雇用人員を())内に外数で記載しております。

#### **(10) 主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

			借	入	先				借 入 額
									百万円
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	158
株	九	会	社		横	浜	銀	行	125

2. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

73,116,000株

(2) 発行済株式の総数

46,735,334株

(3) 株主数

2,613名

# (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
植 村 久 子	9,716	21.6
3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC - 3D WH OPPORTUNITY HOLDINGS	8,258	18.4
植村綾綾	7,342	16.3
株式会社NAMC	3,664	8.2
株式会社fromB	3,664	8.2
きらぼしキャピタル東京Sparkle投資事業有限責任組合	3,464	7.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	1,148	2.6
J.P. MORGAN SE - LUXEMBOURG BRANCH 381639	976	2.2
清 原 達 郎	910	2.0
東北新社従業員持株会	683	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,786,929株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2024年3月31日現在)

			2021   0/101   0/101			
	氏	名		地 位	担当及び重要な兼職の状況	
小	坂	恵	_	代表取締役社長		
沖	Щ	貴	良	取締役		
江	草	康	二	取締役	株式会社二番工房 取締役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 取締役	
家	氏	太	造	取締役		
	宮	清	隆	取締役	株式会社オムニバス・ジャパン 取締役	
中	野	智	司	取締役	株式会社スター・チャンネル 取締役 株式会社囲碁将棋チャンネル 取締役	
Щ	П	哲	史	取締役	株式会社スター・チャンネル 代表取締役社長 株式会社東北新社メディアサービス 取締役 株式会社囲碁将棋チャンネル 取締役 株式会社ファミリー劇場 取締役	
鈴	木	咲 汀	[子	社外取締役		
岩	倉	正	和	社外取締役	弁護士	
上	村	はし	じめ	社外取締役	公認会計士	
谷		定	典	取締役(常勤監査等委員)	株式会社二番工房 監査役 株式会社ソーダコミュニケーションズ 監査役 株式会社オムニバス・ジャパン 監査役 株式会社オフィスPAC 監査役 株式会社東北新社メディアサービス 監査役 ナショナル物産株式会社 監査役	
小	野	直	路	社外取締役 (監査等委員)		
関			由	社外取締役(監査等委員)		
伊	藤	和	明	社外取締役(監査等委員)		

- (注) 1. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における 情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るため、取締役谷定典氏を常勤の監 査等委員として選定しております。
  - 2. 当社は、取締役鈴木咲江子氏、取締役上村はじめ氏、取締役小野直路氏、取締役関一由氏及び取締役 伊藤和明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

# (2) 当事業年度中の取締役の異動

① 退任

	氏	名		退任日	地 位
土	藤	敏	治	2023年6月29日	取締役
河	西	正	勝	2023年6月29日	取締役
大	嶌		諭	2023年6月29日	取締役
Щ	上	俊	夫	2023年6月29日	社外取締役

② 就任

	4)/	ملـــا نـــ			
	氏	名		就 任 日	地 位
=	宮	清	隆	2023年6月29日	取締役
中	野	智	司	2023年6月29日	取締役
Щ	П	哲	史	2023年6月29日	取締役
岩	倉	正	和	2023年6月29日	社外取締役
上	村	はし	<b>ジ</b> め	2023年6月29日	社外取締役

③ 異動

	氏	名		新	旧	異 動 日
家	氏	太	造	取締役	社外取締役	2023年6月29日

#### (3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係 る決定方針を決議しており、その内容は次のとおりであります。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬等である「基本報酬」と「役員退職慰労金」によって構成する固定報酬と業績連動報酬である「賞与」によって構成し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- (ロ)金銭報酬等(業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外)の額又はその算定方法の決定方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針等を含む)当社の取締役の「基本報酬」は、各役位及び職責に応じて毎月固定額を支給する報酬であり、「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブ付与を目的に毎年一定額を引き当て、退任時に役員退職慰労金規程に基づき、査定して一括して支給する報酬とする。
- (ハ) 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決 定方針

業績連動報酬は、一定の業績指標に基づきその期の業績に貢献があった取締役に対し 期末賞与を支給する場合があり、その額及び業績指標の設定については役員報酬委員会 の審議により決定する。当社の取締役の報酬等として、非金銭報酬を支給しない。

- (二)金銭報酬等の額、業績連動報酬等(又は非金銭報酬等)の額における取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 これらの支給割合は、役位、職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案し役員報酬 委員会の審議に基づき設定される。
- (ホ)取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の決定は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額500百万円以内とされた範囲内で毎期、取締役会決議に基づき、代表取締役社長に一任する。代表取締役社長は一任決議を受け、代表取締役社長を委員長とする役員報酬委員会の審議を経て個人別の報酬等を決定する。役員報酬委員会は取締役会にて決議された社外取締役を含む取締役で構成する。
- (へ)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 役員報酬委員会は原則として年1回開催し、取締役会にて決議された社外取締役を含む取締役が出席し、役員報酬テーブルを定め、個人別の報酬等の額を審議する。役員報酬額の算定は職責に応じたものとするが、経営環境の変化に応じて役員報酬テーブルの改訂を行う。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等については、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会決議により年額50百万円以内とされた範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

(注)なお、本方針は2024年3月29日開催の取締役会において、役員報酬委員会の実態に即した内容にするため(ホ)及び(へ)の一部改訂を決議しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第54回定時 株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結 時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は6名であります。

取締役(監査等委員)の報酬等の限度額は、2016年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うことに最も適しているため、代表取締役社長である小坂恵一に一任いたしております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## ④ 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の	対象となる役員	
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	の員数(名)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	257 (18)	257 (18)	_ (-)	15 (5)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	44 (25)	44 (25)	(-)	4 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在における取締役(監査等委員を除く)は10名、取締役(監査等委員)は4名であります。
  - 2. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額として、取締役(監査等委員を除く)15名分38百万円(うち社外取締役5名分0百万円)、取締役(監査等委員)4名分2百万円(うち社外取締役3名分1百万円)を含めております。
  - 3. 業績連動報酬等は、業績向上への意識を高めるため、当事業年度の業績(売上高、経常利益、当期純利益等)を業績指標としており、それらの業績及び目標に対する達成状況等を総合的に勘案し、役員報酬委員会の審議を経て決定しております。なお、当該業績指標に関する実績は「1.(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

## (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役岩倉正和氏が所属する法律事務所と当社との間で顧問契約を締結しております。 取締役上村はじめ氏が代表取締役を現任している株式会社と当社との間でサービス利用 等の取引をしております。また、同氏が代表社員を現任している合同会社と当社との間で 業務委託等の取引をしております。

## ② 事業年度中における主な活動状況

取締役鈴木咲江子氏は、当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席しておりま す。

取締役岩倉正和氏は、2023年6月29日就任以降に開催された取締役会14回のうち、13回出席しております。

取締役上村はじめ氏は、2023年6月29日就任以降に開催された取締役会14回すべてに出席しております。

取締役(監査等委員)小野直路氏は、当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会18回すべてに出席しております。

取締役(監査等委員)関一由氏は、当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会18回すべてに出席しております。

取締役(監査等委員)伊藤和明氏は、当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会18回すべてに出席しております。

取締役鈴木咲江子氏は、出身分野である放送メディア業界における営業及び経営企画に関する幅広い業務経験と実績に基づく客観的かつ中立的な視点から、当社経営計画への助言・提言を適官行っております。

取締役岩倉正和氏は、弁護士としての専門的知見と豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行い、適切な役割を果たしております。また、当社グループのリスク管理、コンプライアンス体制の構築及び監督・監視における適切な助言・提言を適宜行っております。

取締役上村はじめ氏は、公認会計士としての専門的知見のみならず、複数の企業経営・ 監査監督の豊富な経験を有し、独立した立場から当社取締役会の意思決定の妥当性・適正 性確保のための適切な助言・提言を適宜行っております。

取締役(監査等委員)各氏は、取締役会において、各々の専門的立場を通じて培った知識及び知見から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしており、助言・提言を適宜行っております。また、監査等委員会においても、監査・監督に関する重要事項の協議を行い、監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査等委員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

## (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者とし、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある訴訟費用や損害賠償金等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由を設けております。

## 4. 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額
	百万円
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る 報酬等の額	89
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	89

## (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査時間や配員計画等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性、監査報酬の推移及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬の前提となる報酬見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及び従業員に法令・定款の遵守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」を制定する。
  - ② 当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する 重要な方針、施策及び体制を決定し、推進する。
  - ③ 当社はコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の方針に沿って活動を推進する。また、当社各部門並びに子会社にコンプライアンス担当者を任命し、コンプライアンスを最優先とした業務の遂行を推進する。
  - ④ 法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として、社内及び社外(指定の法律事務所)に「企業倫理相談窓口」(内部通報制度)を設置する。
  - ⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、取締役及び従業員に対する時宜に応じた適切な研修体制を整備する。同体制に基づき「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び従業員に対して定期的に研修を実施する。
  - ⑥ 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整 備と有効性の維持、向上を図る。
  - ⑦ 反社会的勢力とは関係を遮断し、要求を受けた場合には毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理(廃棄を含む)し、必要に応じて直ちに検索可能となる体制を構築する。

## (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室は、子会社を含め定期的に内部監査を実施する。
- ② 内部監査室は、法令・定款違反その他の事由による損失リスクが懸念される業務執行行 為が発見された場合、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度について直 ちに当社社長及び子会社社長に報告する。
- ③ コンプライアンス室は、内部通報があった場合には相談案件についてコンプライアンス 委員会及び監査等委員会へ報告し、コンプライアンス委員会は、重要な事案について取締 役会へ適宜報告する。

- ④ 取締役及び従業員は、事業リスクマネジメント規程に基づき定期的に事業リスクの見直しを行い、その解消・軽減に取り組むものとする。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、危機管理規程に基づき対応手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限にとどめる。

## (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 重要事項の決定並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行状況の監督等を行うため、定例の取締役会を毎月1回、更に、必要に応じて臨時に開催する。また、子会社においては会社法の定めに従い取締役会を開催する。
- ② 情報の共有及び業務執行に係る重要事項の議論の場として、常勤の取締役全員で構成する会議を定期的に開催する。
- ③ 事業環境を踏まえ中期経営計画を策定する。また、当社各部門及び子会社において事業 計画及び予算計画を策定し、月次での業績報告を通じて計画に対する進捗状況の検証を行 う。
- ④ 社内規程として、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等を定め、取締役及び従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。

## (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から、毎月、業績及び業務上の重要事項に関する報告を受ける。また、業務が適正に実施されていることを確認するため、主要子会社から定期的に報告を受ける。

## (6) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

- ① 取締役及び執行役員は、業務執行の適正性を確保するため、適切な管理・運営体制を構築する。
- ② 内部監査室は、内部監査を定期的に実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証する。内部監査の結果は、当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告され、定期的に取締役会に報告される。

## (7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及びその従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から要請があるときには、補助すべき従業員を置くこととする。同従業員の任命、評価、異動、賃金の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。なお、同従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務しないものとする。

## (8) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告をする。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
  - (イ) 内部統制システム構築に係る部門の活動状況
  - (ロ) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - (ハ) 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - (二)「企業倫理相談窓口」(内部通報制度)の運用及び相談の内容
- (9) 当社並びに子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告したことを理由として不利な 取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いを 受けないことを確保するために、第三者を介さず直接監査等委員会に報告することができる 体制を構築する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査の実施にあたって、監査等委員が独自の意見形成を行うために必要と認める費用は、 前払費用や会計士、弁護士等の外部専門家を活用する費用を含め全額会社が負担する。

## (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制の実効性を高めるため、監査等委員会は経理部長、コンプライアンス室長及び 内部監査室長並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員と情報の交換 を行う等、連携に努める。
- ② 取締役及び従業員は、取締役(監査等委員を除く)及び執行役員の業務執行によって会社の信用失墜を含め会社に損失を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に速やかに通報する。その損失の発生又は拡大を未然に防ぐことを目的として「監査等委員会通報制度」を設ける。
- ③ 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)又は従業員にその説明を求めるものとする。
- ④ 監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の共有を行う。
- (注) 当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。なお、当社は2024年3月29日付で内部統制システムに関する基本方針を一部改訂しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりであります。

当社グループでは、コンプライアンスを確保するため十分な体制の構築に取り組んでおり、グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図り、より理解を深めるため、当社グループの「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、「東北新社グループ コンプライアンス・マニュアル」の適宜整備を行い最新の情報をグループ全体に周知するとともに、取締役及び従業員を対象に社内研修を実施いたしました。また、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス運用状況を確認するとともに、さらなる意識向上のための施策を議論し、実施いたしました。コンプライアンス室は、当社各部門及び子会社のコンプライアンス担当者と連携し、コンプライアンスの遵守状況を適宜確認することでグループ全体のコンプライアンス体制を維持しております。

当社グループでは、各連結会計年度において事業セグメント毎に事業リスクの評価を実施し、対応方針を決定しております。内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を定期的に実施し、法令・定款及び社内規程等の遵守状況について検証しております。その結果を当社社長、監査等委員会及び子会社社長に報告し、定期的に取締役会に報告しております。検証結果に基づき、監査対象先に対し、改善提言及びフォローアップを実施しております。コンプライアンス室及び総務部では、各種認定及び申請手続きの正確性を検証しております。

また、当社グループでは内部通報制度として、社内(コンプライアンス室)及び社外(指定の法律事務所)を窓口とする「企業倫理相談窓口」並びに監査等委員会を窓口とする「監査等委員会通報制度」を設置し、取締役及び従業員に内部通報制度の運用ルールを社内周知するとともに、内部通報者に対する不利益な取り扱いの禁止を定め、法令・定款等に違反又は違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制を整備しております。

当社では、経営体制及びコーポレートガバナンス体制の一層の強化を目的に、今期より社外取締役を1名増員し、6名体制といたしました。また、取締役会において月次の業績報告を通じて経営状態を把握し、社外取締役を中心に当社の経営方針、リスクマネジメント等、自由闊達な議論が行われる環境づくりに努めております。さらに、社外取締役のみを構成員とする情報交換会を定期的に開催し、情報交換を行うことで社外取締役間の連携を確保してお

## 事業報告

ります。

当社の監査等委員は取締役会その他重要会議に出席し、適宜意見を述べております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室から監査結果等に関する説明・報告を受け、 当社の業務執行等に対する監査の実効性と効率性を高めております。

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」等に基づき、グループ全体で、株主、投 資家、お客様、取引先及びその他ステークホルダーの皆様に対する信頼の向上に引き続き努 めてまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表(2024年 3月31日現在)

tyl 🖂	人	ŤĮ II	(単位・日月日)
科目	<u>金額</u>	科目	金額
	の部	負債の	部
流 動 資 産	62,124	流動負債	12,367
現金及び預金	· ·	買 掛 金	7,827
受取手形、売掛金及び契約資産	,	1年内返済予定の長期借入金	283
有 価 証 差		リース債務	202
映像使用格	· ·	未 払 法 人 税 等	682
仕 掛 品	· ·	賞 与 引 当 金	823
その他の棚卸資産		そ の 他	2,547
その 他		固定負債	3,084
貸倒引当金		リース債務	353
固 定 資 産	35,747	繰 延 税 金 負 債	990
有 形 固 定 資 産	17,555	役員退職慰労引当金	347
建物及び構築物		退職給付に係る負債	1,255
機械装置及び運搬具		そ の 他	137
土		負 債 合 計	15,451
リース 資産		純資産の	部
<b>そ</b> の 他		株 主 資 本	75,984
無形固定資産	2,387	資 本 金	2,487
0 $h$ $h$		資本剰余金	3,588
顧客関連資産		利 益 剰 余 金	71,637
その他		自己株式	△1,728
投資その他の資産	15,804		
投資有価証券		その他の包括利益累計額	5,588
長期貸付金		その他有価証券評価差額金	3,705
繰延税金資産		為替換算調整勘定	1,598
退職給付に係る資産		退職給付に係る調整累計額	284
<b>そ</b> の 他	1,187	非 支 配 株 主 持 分	847
貸倒引当金	△241	純 資 産 合 計	82,419
資産合 🗈	97,871	負 債 純 資 産 合 計	97,871

# <u>連 結 損 益 計 算 書</u> (2023年 4月 1日から) 2024年 3月31日まで)

科   目		金	新 新
		五人	52,819
1			39,018
一売 上 原 価 T	<del>&gt;+</del>		
- 売 上 総 利	益		13,800
販売費及び一般管理費			11,122
営業利	益		2,678
営業外収益			
受 取 利	息	117	
受 取 配 当	金	150	
出 資 金 運 用	益	6	
経 営 指 導	料	97	
受 取 家 そ の	賃	327	
その	他	57	756
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	21	
持分法による投資損	失	139	
投 資 事 業 組 合 運 用	損	786	
為	損	123	
為   替   差     不   動   産   賃   貸   原	価	115	
支 払 手 数	料	28	
支   払   手   数     そ   の	他	4	1,219
経常利	益		2,214
特別 利 益			۷,217
固定資産売却	益	1,903	
投資有価証券売却	益	150	
関係会社株式売却	益	640	2,694
	11111	040	2,094
預	失	630	
		52	
	損		7/2
	金	81	763
税金等調整前当期純利	益	1.650	4,145
法人税、住民税及び事業	税	1,659	
法人税等調整	額	△1,694	△34
当期 純 利	益		4,180
非支配株主に帰属する当期純利			158
親会社株主に帰属する当期純利	益		4,021

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から) (2024年 3月31日まで)

											株		:	主		資		7	<u></u>				
					資	本	金	資	本	剰	余	金	利	益	剰	余	金	自	己	株	式	株主	資本合計
当	期	首	残	ョ		2,	487				3,58	38			6	8,48	37			$\triangle 1,7$	728		72,834
当	期	変	動	額																			
剰		金 0		当											4	△85	54						△854
親ます	会社る 当		に 編 純 利	属益												4,02	21						4,021
自	己格	大式	の取	得																4	△0		△0
会社	土分割	割に。	よる変	動												$\triangle$	17						△17
株主当事	E資本 朝変	以外 動 額	の項目 [(純智	の 額)																			
当其	朝 変	動	額合	計			_					_				3,14	19				△0		3,149
当	期	末	残	高		2,	487				3,58	38			7	1,63	37			$\triangle 1,7$	728		75,984

		その他の包括	舌利益累計額			
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算調 整 勘 定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	3,035	1,027	340	4,402	709	77,946
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△854
親会社株主に帰属する当期純利益						4,021
自己株式の取得						△0
会社分割による変動						△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	670	570	△55	1,185	138	1,323
当期変動額合計	670	570	△55	1,185	138	4,473
当 期 末 残 高	3,705	1,598	284	5,588	847	82,419

## 貸借対照表(2024年 3月31日現在)

			(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
資 産	の部	負債の	部
流 動 資 産	44,000	流動負債	7,944
現金及び預金	金 33,258	買 掛 金	5,556
受 取 手	图 41	リース債務	41
売 掛	金 6,944	未払業品	664
契 約 資 方	奎 81	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	247 207
映 像 使 用 ‡	崔 1,233	未 払 法 人 税 等    契 約 負 債	286
l .	司 司 4	賞 与 引 当 金	512
	1,799	その他	429
	品 19	固 定 負 債	2,449
	也 617	リース債務	65
固定資産	_	繰 延 税 金 負 債	417
有 形 固 定 資 産	32,396	退職給付引当金	917
	14,569	役員退職慰労引当金	277
	勿 3,282	長期預り保証金	756
	勿 14	そ の 他	15
	置 494	負 債 合 計	10,394
	0	純資産の	部 (2.222
	399	株主資本	62,330
	也 10,280	資 本 金 資 本 剰 余 金	2,487 3,732
	至 95	<b>資本                                   </b>	3,732
無形固定資産	233	利益利金金	57,838
	7 203	利益準備金	25
₹ 0 1	也 29	その他利益剰余金	57,812
投資その他の資産	17,594	固定資産圧縮積立金	2,159
投 資 有 価 証	5 7,839	別 途 積 立 金	34,033
関係会社株:	式 6,693	繰 越 利 益 剰 余 金	21,620
関係会社長期貸付金	金 3,272	自 己 株 式	△1,728
	也 1,089	<b>評価・換算差額等</b> その他有価証券評価差額金	<b>3,673</b> 3,673
貸 倒 引 当	<b>全</b>	純 資 産 合 計	66,003
資 産 合	76,397	負 債 純 資 産 合 計	76,397

<u>損 益 計 算 書</u> (2023年 4月 1日から) 2024年 3月31日まで)

科 目		金	額
売 上 高			27,923
売 上 原 価			21,289
売 上 総 利	益		6,634
販売費及び一般管理費			6,777
営 業 損	失		△143
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	94	
受 取 配 当	金	337	
不 動 産 賃 貸	料	1,053	
経 営 指 導	料	747	
貸 倒 引 当 金 戻 入	額	1,628	
その	他	48	3,910
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	49	
不 動 産 賃 貸 原	価	202	
支 払 手 数	料	28	
為 替 差	損	33	
そのの	他	16	329
経 常 利	益		3,437
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却	益	1,845	
投資有価証券売却	益	150	
関係会社株式売却	益	886	2,882
特別 損失			
投資有価証券評価	損	52	
特別退職	金	81	133
税引前当期純利	益	007	6,185
法人税、住民税及び事業	税	907	. 42
法人税等調整	額	△953	△46
当期 純 利	益		6,232

## 株主資本等変動計算書

(2023年 4月 1日から) (2024年 3月31日まで)

			杉	朱 主	資 7	<u></u>		
		資本剰余金		利益乗	射 余 金			
	資 本 金			そ	の他利益剰余	金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	2,487	3,732	25	2,182	34,033	16,218	△1,728	56,951
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△854		△854
固定資産圧縮積立金の 取 崩				△23		23		-
当 期 純 利 益						6,232		6,232
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	_	△23	-	5,401	△0	5,378
当 期 末 残 高	2,487	3,732	25	2,159	34,033	21,620	△1,728	62,330

					評価・換	算差額等	11. VI 1
					その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当	期	首	残	高	3,002	3,002	59,954
当	期	変	動	額			
剰	余	金の	配	当			△854
固知	定資產	<b>全圧縮</b>	漬 立 🕏	金の崩			-
当	期	純	利	益			6,232
自	己	株 式	取	得			△0
	主資 2 期 変	* 以外( 動 額		∃の 額)	670	670	670
当	期 変	ど 動 答	領 合	計	670	670	6,048
当	期	末	残	高	3,673	3,673	66,003

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

株式会社東北新社 取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 川 口 泰 広

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東北新社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東北新社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月29日

株式会社東北新社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 川 口 泰 広

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東北新社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監查報告

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
  - (1) 事業報告等の監査結果
    - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
    - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
    - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
  - (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

株式会社東北新社 監査等委員会

常勤監査等委員 谷 定典 @

監査等委員 小野 直路 @

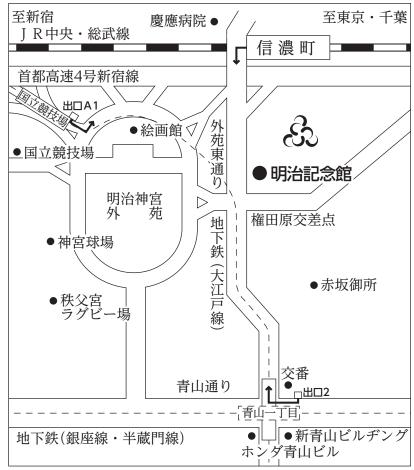
監査等委員 関 一由 @

監査等委員 伊藤 和明 @

(注) 監査等委員 小野直路、関一由及び伊藤和明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社 外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



会場東京都港区元赤坂二丁目2番23号明治記念館 1階 曙の間電話(03)3403-1171(大代表)

○ 最寄駅 JR(中央・総武線)信濃町駅(改札口を出て左方向へ徒歩約4分) 地下鉄(銀座線・半蔵門線・大江戸線)青山一丁目駅(出口2 を出て交番を右折、徒歩約8分) 地下鉄(大江戸線)国立競技場駅(出口A1を出て、徒歩約8分)

